

令和4年10月18日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2件
(うちガスカートリッジ直結型ガスこんろ1件、
石油ストーブ(開放式)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 9件
(うちバッテリー(リチウムイオン、ノートパソコン用)1件、
ACアダプター1件、乳幼児用椅子(ゆりかご兼用)1件、
ポータブル電源(リチウムイオン)1件、マッサージ器(充電式)1件、
ノートパソコン1件、タブレット端末1件、食器洗い乾燥機1件、
電子レンジ1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 5件
(うち延長コード2件、ACアダプター1件、電動アシスト自転車1件、
マットレス1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません(管理番号：A202000188、A202000947、A202100184、A202100248、A202100425、A202100428、A202100497、A202100643を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200544	令和4年9月7日	令和4年10月13日	延長コード	火災	火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和4年9月30日に公表した延長コードに関する事故（A202200505）と同一事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年10月3日
A202200545	令和4年9月29日	令和4年10月13日	ACアダプター	火災	病院で当該製品に携帯電話を接続して充電中、異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202200547	令和4年9月16日	令和4年10月14日	電動アシスト自転車	火災	倉庫で当該製品のバッテリー及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年10月4日
A202200548	令和4年4月11日	令和4年10月14日	マットレス	重傷1名	当該製品を使用したところ、皮膚障害を発症した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年10月4日
A202200549	令和4年9月10日	令和4年10月14日	延長コード	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年10月13日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし